

名称 所在	用途 (令別表)	発生日時等	構造・階層 面積	焼損程度 (焼損面積) 延面積	死傷者
喫茶店 「白十字」 東京都渋谷区 代々木1-32	飲食店 (3)口	昭和37年4月5日	防火 Ⅲ 一部3階	④・半・部・小	死者 1名
		出火16時38分ころ 覚知16時41分 覚知別 報知電話 鎮火 時 分	建 39m ² 延 89m ²	89m ² (100%)	傷者 17名 (1)

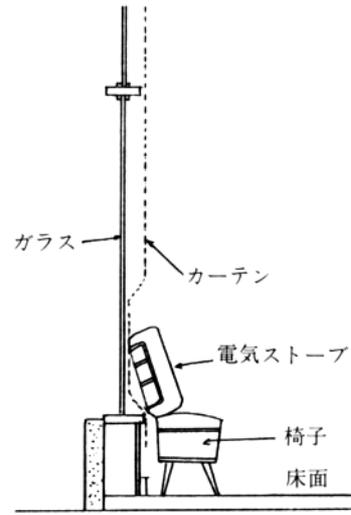
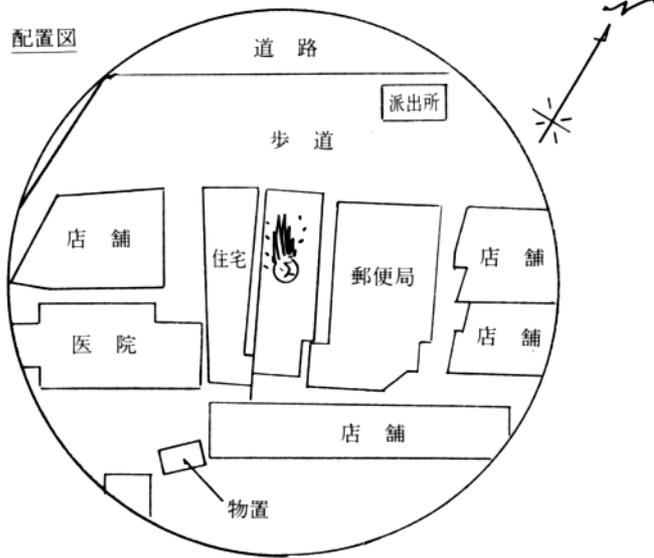
I 火災概要								
① 概要	喫茶店「白十字」の火災は、防火造2階建一部3階1棟延89m ² を全焼した程度のものであったが、死者1名、重軽傷者16名にのぼる多数の死傷者を出す火災であった。これは、白昼営業中に発生しており、しかも客のほとんどが行動力じゅうぶんな若い世代の者でありながら、このような事故を生じたことは世間に対し警鐘でもある。							
② 階別 状況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等
	3	11	11	物 置			屋内階段 1箇所	⑤ 泡1本
	2	39	39	喫 茶 店	19	1		
	①	39	39	喫 茶 店	12			
	合計	89	89		31	1		
③ 出火 場所	(階、室、部位、可燃物状況、居室・非居室、在・不在) 1階入口そばのカウンター内 ○開店中の店内から出火した、店内には客28名がいた。 ○天井はビニールレザー張り、内壁は客席部分が板にビニールレザー張り他は普通合板と化粧合板張りであった。				④ 出火 原因	電気ストーブの副射熱によりカーテン発火 コードを差し込んだまま安全スイッチを断にして椅子の上ののせたその上に客の荷物を置いたためスイッチが押されて通電されたのに気付かなかったため、副射熱によりカーテンが発火したものの。		

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等		
	<p>電気ストーブの輻射熱により近接していたカーテンが過熱発火し天井内装に延焼するとともに、室内の装飾がすべて速燃性であったため火のまわりが速く、近くに開放階段があったため、階段伝いに延焼するとともに階段付近に置いてあった石油ストーブにも引火し上階へ延焼したものと推定される。</p>	
<p>○ 延焼拡大した主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁は防火造であるが、内部は特に防火的考慮がされてなかった。内装可燃のうえ室内装飾がすべて速燃性であったため火のまわりが早かった。 ○ 出火場所が階段近くであったため、火煙が上階へ一挙に拡大した。 ○ 初期消火が行われなかった。 ○ 煙の伝播経路 唯一の屋内階段が煙道となる。 		
II 火災建物概要		
① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 (新築) 昭和33年10月 日 (改装) 昭和36年12月14日	
管 理 状 況	② 豎 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 開放屋内階段 1ヶ所	防火管理者および消防用設備等の設置義務がない防火対象物だった。
管 理 状 況	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等
	特記なし	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 泡消火器1本が設備されているのみであった。 ○ 消火器の管理が不備又は使用方法の不案のため泡が放出せず効果なかった。

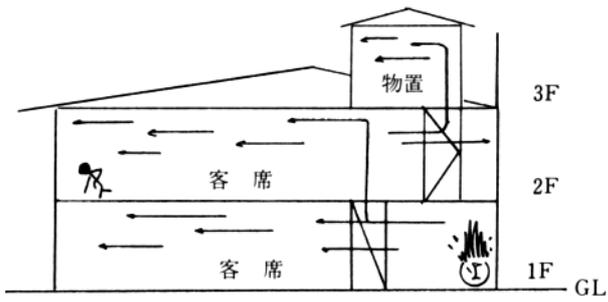
III 火災後の行動	
① 発 見 状 況	<p>○ 発見者 (喫茶の客)</p> <p>○ 発見の動機 (カーテンが燃え出したのを見て)</p> <p>○ 発見後の行動 (皆に知らせる)</p>
	<p>1階客席カウンター寄りに座っていた、客の運転手A (28才) がカウンター内でカーテンを背にして立っている女主人の後方、床上1.5m付近のカーテンが燃え出したのを発見して皆に知らせた。</p>
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (向いのビル3階にいた衛生師) 出火後約(3)分</p> <p>しない <input type="checkbox"/></p>
	<p>出火建物より道路を隔てたビル3階の歯科医院の衛生師B (女26才) がカーテンが燃えているのを発見して119番へ通報した。</p>
③ 初 期 消 火 状 況	<p>消 火 した</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 消火時期 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 消火困難性 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 消火方法 <input type="checkbox"/></p>
	<p>消 火 しない</p> <p>○ 消火時期 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>○ 消火困難性 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 消火方法 <input type="checkbox"/></p> <p>○ その他 <input type="checkbox"/></p>
<p>(理由又は状況)</p> <p>女主人は、客に火事を知らされて、振り向くと、すでに炎が天井近くまで上がっており、カーテンをもぎとろうとしたが手がつけられずに逃げた。1階にいた客(男29才)は、火災発見と同時にスタンドのそばにあった泡消火器で消そうとしたが泡が出ずそのまま逃げた。</p>	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <p>特記なし</p>

	避難方法	避難上支障事項
⑤ 避難 状況	○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input checked="" type="checkbox"/> (23 人) ○救助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人)	○無窓 <input checked="" type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
	○1階にいた12名の中、女主人と客6名が正面出入口より避難している。残りのウエイトレス1名と客4名は、便所の扉を開き便所の窓から洗面器を踏台代わりにして外に避難している。 ○2階にいた19名の中焼死した1名を除いた18名は火と煙が階段を上がってくるため階段を下りることができず、2階正面の窓ガラスをテーブルで破り道路へ飛び降りて避難した。	
⑥ 死者 の 状況	健康人 1名 (泥酔者 名) 要保護者 名 [乳幼児 名] 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名	避難上支障となった事項 ○無窓 <input checked="" type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
	2階にいた客C (男20才)は、他の18名の客とは同一行動をとらず、煙にまかれて南側壁ぎわで焼死している。	
IV 問題点・教訓等		
1. 外壁がモルタル塗りの防火構造で内部は可燃性の内装・装飾で防火的配慮はなされていなかった。 2. 出火した個所が出入口に近く、その天井部は階段裏につながっていたため階段がいちはやく煙道となった。 3. 消火器の使用方法を知らないためかあるいは、整備不良のためか泡が放出せず消火効果がなかった。 4. 大型電蓄から音楽が流れていたうえ、非常ベル等がないため2階の客に火事を知らせるのが遅れた。 5. 主な出入口は正面のみで、2階はこの出入口に直接通ずる屋内階段が、他の開口部は嵌殺し窓で避難脱出が不能であった。更に屋外階段避難設備等の避難施設がなかった。		

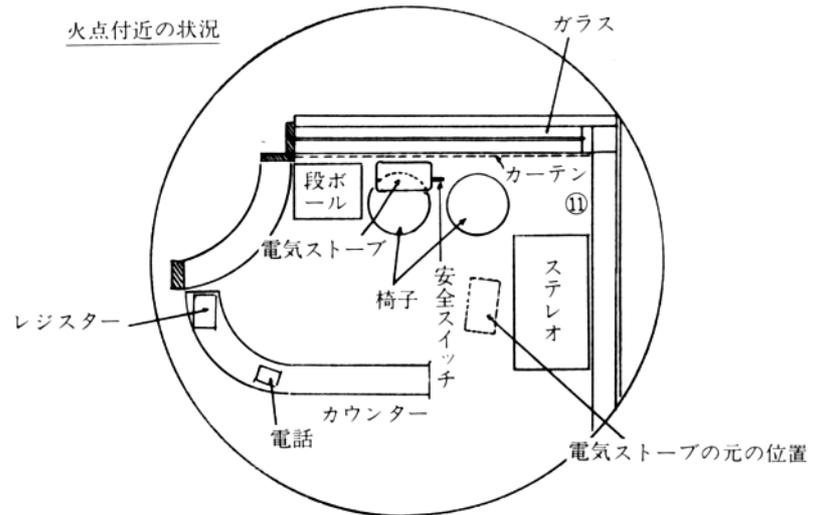
配置図

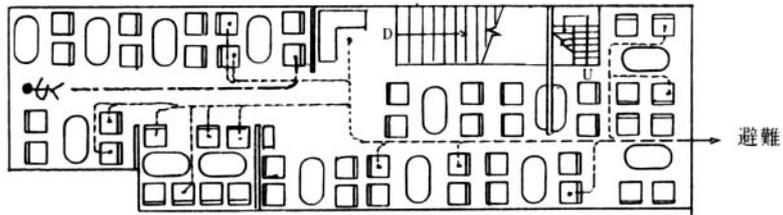


火点付近の断面



火点付近の状況





2 階

